

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構  
大洗研究開発センター(北地区)  
原子炉施設  
平成29年度第4回保安検査報告書

平成30年5月  
原子力規制委員会

# 目 次

1. 実施概要
  - (1) 保安検査実施期間
  - (2) 検査担当実施者
  
2. 保安検査内容
  - (1) 基本検査項目
  - (2) 追加検査項目
  
3. 保安検査結果
  - (1) 総合評価
  - (2) 検査結果
  - (3) 違反事項
  
4. 特記事項

## 1. 実施概要

### (1) 保安検査実施期間(詳細は別添1参照)

平成30年2月14日(水)～2月16日(金)

### (2) 保安検査実施者

東海・大洗原子力規制事務所

原子力保安検査官 安部 英昭

原子力保安検査官 星 勉

核燃料施設等監視部門

原子力保安検査官 梶見 亮司 他

## 2. 保安検査内容

### (1) 基本検査項目

- ① 予防処置の実施状況
- ② 放射性廃棄物管理の実施状況
- ③ その他必要な事項

### (2) 追加検査項目

なし

## 3. 保安検査結果

### (1) 総合評価

今回の保安検査においては、「予防処置の実施状況」、「放射性廃棄物管理の実施状況」を検査項目として、資料確認及び聴取等によって検査を実施した。検査の結果、保安検査を行った範囲においては、保安規定違反となる事項は認められなかった。

「予防処置の実施状況」については、大洗研究開発センター(以下「大洗研」という。)使用施設の燃料研究棟における核燃料物質の飛散に伴う作業員の汚染事故(以下「燃研棟事故」という。)を踏まえ、平成29年度第3回保安検査で、事業者において自主的に改善するとして、汚染事故時の対応訓練等の実施状況について、安全・核セキュリティ統括部(以下「安核部」という。)、安全管理部及び各施設を対象として確認した。

「放射性廃棄物管理の実施状況」については、JMTRにおいて、高経年化対策としてタンクヤード内配管、タンクの撤去工事を実施中であり、当該工事に係る放射性固体廃棄物の仕掛品をタンクヤードから炉室に運搬し保管し、その後、廃棄物管理施設に搬出しており、解体撤去の実施状況、所内運搬の実施状況、放射性固体廃棄物の仕掛品の保管状況

等について確認した。

「その他必要な事項」については、JMTRの照射準備室等で発生している雨漏れの対応状況、原子力科学研究所(以下「原科研」という。)のWASTEFにおける負傷事故に係る大洗研原子炉施設における対応状況、並びに前回の保安検査で確認したHTTRにおける、施設定期検査期間が長期に及ぶ場合の施設定期自主検査及び、文書管理に関する是正措置の対応状況について確認した。

JMTRの照射準備室等で発生している雨漏れの対応状況については、JMTRの照射準備室等で昨年から継続して発生している雨漏れについて、大洗研における応急措置及び恒久的措置の対応状況について確認した。原科研のWASTEFにおける負傷事故に係る大洗研原子炉施設の対応状況については、安核部、大洗研、各施設を対象として、当該事故の周知状況や防護装備の着用等に関する安全管理の徹底状況等について確認した。

HTTRにおける施設定期検査期間が長期に及ぶ場合の施設定期自主検査に関する是正措置の対応状況については、施設定期自主検査実施計画及び検査実施要領の改正状況等について確認した。HTTRにおける文書管理に関する是正措置の対応状況については、HTTRの文書及び記録の管理要領の改正状況等について確認した。

なお、JMTRの照射準備室等で発生している雨漏れの対応状況については、検査の過程で確認された事実を踏まえて、事業者において、JMTRでの雨漏り事象に対する必要な安全対策として、「雨漏り対策ワーキンググループ」を設置し、漏えい箇所と検討策をまとめた報告書が作成されていたが、これらに対する恒久的措置が完了するまでの管理方法及びその取組計画を作成すること、施設の高経年化対策として予算措置を含め具体的な計画を早期に立案するため、平成30年3月の理事長マネジメントレビューへのインプット、経営層との共有、補正予算の活用を通して確実に実施していくこと等について自主的に改善することとなり、雨漏れの対応処置が引き続き実施されること、また、「予防処置の実施状況」については、燃研棟事故を踏まえ、平成29年度第2回保安検査で自主的に改善するとした事項について、汚染事故想定とグリーンハウス設置の必要性についての評価等が実施されたが、汚染事故時の対応訓練等が引き続き実施されることから、これらについて、今後も保安検査等において確認することとする。

## (2) 検査結果

### 1) 基本検査項目

#### ① 予防処置の実施状況

燃研棟事故を踏まえ、平成29年度第3回保安検査で、事業者において自主的に改善

をすとした汚染事故時の対応訓練等の実施状況について、安核部、安全管理部、及び各施設を対象として確認した。

(a) 安核部の実施状況

自主的改善として、従来のグリーンハウス設置訓練等は、要素的訓練であったことから、来年度からのグリーンハウス設置訓練では、より実践に近い訓練実施計画を立案するため、関係拠点間での事前のコミュニケーションを図った上で、訓練を実施していくとしたことに対して、グリーンハウス設置訓練等の計画について継続的改善を図るため、毎年の訓練拠点の訓練計画に定めるよう、水平展開管理票を改正し、各拠点に周知したこと、各拠点において実施したグリーンハウス設置訓練及び身体除染訓練について、訓練目的を理解したうえで計画的に実施されていることを確認するとともに、その結果を取りまとめたこと等を「大洗汚染事象を踏まえた訓練実施計画の作成について(水平展開)」、「平成29年度大洗研究開発センター総合訓練の実施について」、「水平展開「大洗汚染事象を踏まえたグリーンハウス設置・身体汚染訓練の実施について」の結果について」等の資料及び聴取により確認した。

(b) 安全管理部の実施状況

自主的改善として、平成30年度からのグリーンハウス設置訓練では、より実践に近い訓練実施計画を立案するため、関係者間での事前のコミュニケーションを図った上で、訓練実施計画を立案するとしたことに対して、大洗研において平成30年2月に各部の関係者間で意見交換会を実施し、訓練で抽出された課題及び改善点、今後の実施方法等について意見交換を行い、平成30年度の訓練計画を立案中であることを確認した。また、従来の実施計画に基づく設置訓練の結果を安全管理部が取りまとめ、各施設での設備、訓練実施結果等を共有するため、センター内で報告会を開催するとしたことに対して、平成29年11月までに実施した訓練結果を取りまとめ、平成29年12月に機構本部へ報告書を提出したこと、加えて、本訓練の実施結果に対する課題・改善点等を大洗センター内で共有するため、平成30年2月28日に報告会を開催予定であることを確認した。防護資機材の整備状況については、安全管理部と各施設とのコミュニケーションを図った上で、状況把握に努めるとしたことに対して、平成29年12月、大洗センター内の防護資機材の整備状況を取りまとめ、大洗センター内の関係部署へ周知したこと等を「グリーンハウスの設置及び身体除染訓練の結果報告の概要」、「不適合報告書」、「グリーンハウス設置及び身体除染訓練実施後の意見交換会議事録」等の資料及び聴取により確認した。

(c) 各施設の対応状況

材料試験炉部においては、汚染事故想定とグリーンハウス設置の必要性について、平

成29年12月に、材料試験炉部長が管理責任者に提出した、汚染事故を想定したグリーンハウス設置の訓練報告書において評価したこと、当該報告書において、汚染を炉室外へ拡大させないためには、炉室入口の気密扉間へのグリーンハウス設置が有効であるとし、平成30年1月、炉室入口における開口部の寸法に合わせてグリーンハウスを改造したこと、放射線業務従事者全員を対象として、平成29年11月までにグリーンハウスの設置訓練を実施したこと、半面マスク着用時の会話、発汗による半面マスク内部への汚染浸入を除染訓練時に体感できる訓練を平成30年度から継続的に実施するため、要領書を見直すとしていること等を「業務連絡書 大洗汚染事象を踏まえたグリーンハウス設置・身体除染訓練の実施について(水平展開)(回答)」、「ホットラボ施設について想定される汚染事故とグリーンハウス設置の必要性」等の資料及び聴取により確認した。

高温工学試験研究炉部においては、汚染事故想定とグリーンハウス設置の必要性について、平成29年12月に、運転管理課長が取りまとめた報告書において評価し、部内の定例会議で周知したこと、当該報告書において、汚染を拡大させないためには、管理区域出入口へのグリーンハウス設置が有効であるとし、グリーンハウスの設置訓練を管理区域出入口において、平成30年1月までに放射線業務従事者全員を対象として実施したこと、平成30年度の訓練計画のなかで、顔面汚染時の除染訓練及び負傷を伴った除染訓練等を計画するとしていること等を「高温工学試験研究炉部グリーンハウス設置及び除染についての訓練計画」、「保安教育訓練実施報告書」、「HTTR定例会議報告書」等の資料及び聴取により確認した。

以上のことから、保安検査で確認した範囲において、保安規定の遵守状況について違反は認められなかったが、燃研棟事故を踏まえ、前回の保安検査で自主的に改善するとした汚染事故時の対応訓練等が引き続き実施されることから、今後も保安検査等において確認することとする。

## ②放射性廃棄物管理の実施状況

JMTRでは、高経年化対策としてタンクヤード内配管及びタンクの撤去工事を実施中であり、当該工事に伴い発生する放射性固体廃棄物の仕掛品をタンクヤードから炉室に運搬して一時保管し、その後、廃棄物管理施設に搬出しており、解体撤去の実施状況、所内運搬の実施状況、放射性固体廃棄物の仕掛品の保管状況等について、「タンクヤード廃液配管及び廃液タンク等の製作仕様書」、「タンクヤード廃液配管及び廃液タンク等の製作 放射性廃棄物処理要領書」、「KY実施記録」等の資料及び聴取により確認した。

放射性固体廃棄物の発生量について、保安規定第3編第10条のとおり、平成28年10月、施設管理統括者は放射性廃棄物の発生量を推定し、廃棄物管理施設に引渡す予定の放射性廃棄物の種類及び数量を環境保全部に通知しており、その後、大洗研内で環境保全部長を部会長とする作業部会を平成28年12月に開催して、引渡す放射性廃棄物の数量と工程等について関係課長等の中で検討したこと、平成29年度のJMTRからの依頼量は、全量受け入れ可能であること等を確認した。

原子炉第2課長は、平成28年7月に作成したタンクヤード内配管及びタンクの撤去工事に係る発注仕様書において、受注者に品質保証計画書の提出を求めていること、一般安全管理及び放射線管理について、作業の安全確保を最優先とし 受注者側にリスクアセスメントを実施させること、工事安全組織を明確にするよう求めていること、並びに作業に必要な資格、経験等を求めていることを確認した。また、同課長は、作業員の汚染と汚染飛散を防止するため、配管及びタンクの切り出し作業及び細断作業、ドラム缶内への収納作業等において、グリーンハウスの設営、並びに局所排気装置による排気を求めていること、火災発生防止のため火花の出ない電動工具を使用することを求めていること等を確認した。

原子炉課長は、既設のタンクヤード内配管及びタンクの解体、撤去作業に伴い発生する放射性固体廃棄物の処理作業について、作業対象、安全上の注意事項、異常時の処理、作業フロー等を記載した作業要領書を業者に作成・提出させ、その内容を確認していること、当該工事の問題や進捗状況について打合せるため、各課長が出席するJMTR諸課題工程管理会議を毎週開催し、また、当該工事の安全について打合せるため、業者を含めた関係者が出席して、部安全衛生協議会連絡会を月1回開催していること、原子炉課長は、KY実施記録、作業日報、放射線管理日報、放射線被ばく管理記録により、日々の作業状況について確認を行っていること、平成29年12月1日の材料試験炉部の組織変更において、今後の廃止措置を見据えて、これまで原子炉運転を担当していた原子炉第1課と、保守を担当していた原子炉第2課を統合して、原子炉課になったこと等を確認した。

原子炉課長は、放射性固体廃棄物のタンクヤードから炉室への運搬に関して、放射線第2課長に業務連絡書により運搬物の表面密度、運搬物及び車両に係る線量当量率の測定を依頼し、運搬物の内容、運搬責任者、線量等の確認事項等を記載した「放射性物質等事業所内運搬確認」を作成していること、作業要領書、体制表を作成していること、作業者を対象として運搬に係る保安教育を実施していること、運搬前に運搬に係るKYを実施していること、「周辺監視区域内運搬に係る措置確認記録」により運搬する車両について法令で定める標識の取り付け等を確認していること、並びに運搬

物について転倒することがないように固縛等を行っていること等の安全処置を行っていること等を確認した。

炉室内に運搬された放射性固体廃棄物の仕掛品について、廃棄物管理施設に搬出されるまでの間、炉室内の仕掛品の保管場所に保管されており、日常の巡視点検により保管容器の収納状態等の安全確認を行っていること、可燃物等については金属棚等に保管管理されていること、今年度については当初の予定通り、廃棄物管理施設に搬出されていること等を確認した。

以上のことから、保安検査で確認した範囲において、保安規定の遵守状況について違反は認められなかった。

### ③ その他必要な事項

JMTRの照射準備室等で発生している雨漏れの対応状況、原科研のWASTEFで発生した負傷事故の対応状況、並びに、前回の保安検査で確認したHTTRにおける、施設定期検査期間が長期に及ぶ場合の施設定期自主検査、及び文書管理に関する是正措置の対応状況について確認した。

#### (a) JMTRにおける雨漏れの対応状況

JMTRの照射準備室等で昨年から発生している雨漏れについて、応急措置及び恒久的措置の対応状況について、「運営会議議事録」、「雨漏り対策ワーキンググループ議事録」、「JMTR施設及び廃棄物管理施設の雨漏り対策について」等の資料及び聴取により確認した。

原子炉建家及び排風機室では、平成29年9月～10月にかけて、原子炉制御室等の壁からの浸みだしによる雨漏れ等が断続的に確認されており、放射線管理第2課長は、その都度雨漏れ箇所について汚染のないことを確認していること、原子炉第1課長は応急措置として、内壁にコーキング材や防水塗料の塗布等の措置を行っており、当該措置以降は雨漏れ等が確認されていないこと、恒久的な措置として、原子炉建家外壁については、平成30年3月から、外壁の足場を設置した後、専門業者による防水措置工事を行う予定であること、排風機室については、平成30年度中に補修予定であること等を確認した。

タンクヤードでは、平成29年5月以降、地下の壁からの浸みだしによる雨漏れ等が確認されており、放射線管理第2課長は、雨漏れ箇所について、その都度汚染のないことを確認していること、原子炉第2課長は応急措置として、内壁に対しコーキング



材や防水塗料の塗布などの措置を行っていること、恒久的な措置として、原子炉第2課長は平成29年8月と12月にタンクヤードの内壁に、専門業者による止水セメント等の塗布、及び平成29年12月にタンクヤード外側の側溝部に防水塗料の塗布等を行ったこと、当該措置以降はタンクヤードの内壁からの雨漏れ等が確認されていないこと、平成30年1月に発生した仮設の搬出入口部からの雨漏れについては、原子炉課長は応急措置としてコーキング等の措置を行っており、恒久的な措置として、現在行っている廃液タンク及び廃液配管の取替工事後、新たな屋根を取り付ける予定であること等を確認した。

照射準備室(第2種管理区域)では、平成29年7月以降、窓枠部や基礎部からの浸みだしによる雨漏れ等が断続的に確認されており、放射線管理第2課長は、雨漏れ箇所について、その都度汚染のないことを確認していること、照射課長は応急措置として、内側からコーキング等の措置を行っていること、恒久的な措置としては、照射課長は、窓枠部に対しては、平成29年10月～11月に専門業者によるシーリングを行ったこと、並びに、基礎部については平成30年2月～3月にかけて専門業者による防水措置工事を行うとともに、外壁材重ね部及び外部サッシ枠廻りのシーリングを行う予定であること等を確認した。

JMTR等において発生している雨漏れに対して、大洗研の所長は、当該事象に対する対策に関する計画を立案するため、平成29年11月に安全管理部長を主査とし、各部の代表者からなるワーキンググループを設置したこと、当該ワーキンググループにおいては、各施設の雨漏り事象の事実確認、恒久的対策が完了するまでの間の管理方法の提案、及び恒久的対策の検討について、これまで5回のワーキンググループ会議を開催して、管理方法の提案、並びに恒久的対策の予算対応計画について報告書を取りまとめ、平成29年1月に行われた、所長、副所長が参加する運営会議において報告されたこと等を確認した。なお、これらを確認した際、今後の対応等について恒久的措置が完了するまでの管理方法及びその予算措置を含め具体的な計画の早期立案等について明確になっていないことが判明したが、事業者は、下記の事項について自主的改善を実施することを聴取等により確認した。

- ・JMTRでの雨漏り事象に対する必要な安全対策として、雨漏り対策ワーキンググループの報告書で述べた、恒久的措置が完了するまでの管理方法及び恒久的措置に対する取組計画を、平成30年3月末を目途に作成する。その対応状況については、安全管理部が確認する。
- ・JMTRにおける雨漏り事象の不適合管理の対応と雨漏り対策ワーキンググループ

の活動を一体として実施するため、同ワーキンググループの活動を不適合管理の中に位置付け、品質保証推進委員会の分科会として活動を継続する。その際に、JMTR施設での雨漏り事象の不適合管理について見直しを行う。また、JMTRでの雨漏り事象の対応については、QMS文書に定め実施していく。

- ・安全管理部長は、ワーキンググループが取りまとめた報告書「JMTR施設及び廃棄物管理施設の雨漏り対策について」を、平成30年3月末を目途に、大洗研内の他の施設にも水平展開を行う。
- ・恒久的措置が完了するまで、所長の指導のもと、材料試験炉部長が責任をもって対応する。
- ・施設の高経年化対策として予算措置を含め具体的な計画を早期に立案する。そのために、平成30年3月の理事長マネジメントレビュー、経営層との共有、補正予算の活用等を通して、確実に実施していく。必要な対策が完了するまで、所長が責任をもって対応する。

#### (b) WASTEFにおける負傷事故の対応状況

平成30年1月に、原科研のWASTEFで発生した負傷事故に係る大洗研原子炉施設の対応状況について、安核部、大洗研、各施設を対象として「原子力科学研究所廃棄物安全試験施設(WASTEF)における負傷者発生について」、「業務連絡書 原子力科学研究所における負傷事故を踏まえた対応について」、「原科研負傷事象等に関して安核部からの依頼事項の対応状況」等の資料及び聴取により確認した。

安核部は、平成30年1月22日、原科研のWASTEFで発生した負傷事故を受けて、事故当日の夜、全拠点に情報提供及び注意喚起を実施したこと、同年1月24日、安核部が本事象の情報の整理、全拠点への情報提供及び注意喚起をメールにより行ったこと、同年1月25日、現場の作業員全員にWASTEFでの事象等について、翌日の朝までに作業員全員に周知すること、作業開始前に作業担当課長が装備等を確認すること、確認が完了するまで作業は行わないこと等について、TV会議で各拠点に指示したこと、同日、作業計画書の確認、作業計画書に防護装備の記載状況、作業員の防護装備に関する、課長等による確認結果について、翌日までに連絡するように指示していること等を確認した。

大洗研の施設安全課長は、当該事故発生の翌日、所内に防護具の着用、TB

M-KYの実施、安全確認等の安全対策の徹底等について、メールにより所内に周知したこと、平成30年1月25日に開催された安全衛生委員会において、所長は当該事故に関して注意喚起したこと、施設安全課長は、安核部の指示を受けて、実施中の管理区域内作業及び非管理区域内作業について、作業計画書があるか、作業計画書に必要な防護装備が記載されているか、課長等は作業員が防護装備を適切に着用しているか、確認して回答するよう、平成30年1月25日に、各部に指示していること、当該指示に関する各部の確認結果をまとめて、平成30年1月26日に安核部に回答していること、平成30年1月31日、所長は、各部長に自ら決めたルールを確実に実行されていることを日々確認し、安全確保に努めるよう指示していること等を確認した。

大洗研の各部の対応状況について、高温工学試験研究炉部においては、安核部の指示を受けて、各課において現場作業における安全確保の徹底、必要な防護装備の着用等の基本動作の徹底等について課長訓示がおこなわれたこと、材料試験炉部においては、部長が当該事故を周知し、安全確保に関する意識を高めるよう訓示したこと、環境保全部においては、廃棄物管理課長は職員を対象として、当該事故に関する保安教育を実施したこと等を確認した。

(c) HTTRにおける施設定期自主検査について

平成29年度第2回保安検査において、平成28年度の施設定期自主検査は、HTTR運転管理課長が定める「HTTR運転管理課 年間業務計画」に従って漏れなく実施されていることを確認した。一方、部長が定める「検査実施要領」に関して、施設定期検査期間が長期に及ぶ場合の施設定期自主検査について、当該検査を毎年実施していないとの説明があり、施設定期自主検査に対する認識が不足していることが確認されたことから、速やかに改善すべきであることを指摘した。

平成29年度第3回保安検査においては、平成29年10月に作成された不適合管理報告書において、施設定期自主検査に関する年間業務計画と施設定期自主検査実施計画との不整合について確認していること、平成29年11月に作成された是正措置計画書において、年間業務計画と施設定期自主検査実施計画の整合性を図る計画であること、検査実施要領には当該自主検査を自主保安で実施する記載となっていることから、是正処置を実施するとしていること等を確認した。

今回の保安検査において、是正処置として、毎年の施設定期自主検査は漏れなく実施されており、これに合わせて施設定期自主検査実施計画を変更したこと、検査実施要領を改正し、長期停止中において毎年検査が必要な項目について、施設定

期自主検査として実施することを当該要領書において明確にしたこと、当該要領の改正について、部長は部内品質保証委員会委員長に諮問し、平成29年12月に開催された部内品質保証委員会において審議され、委員長は部長に答申したこと、各課長は改正内容について、平成30年1月に保安教育を実施したことを、「検査実施要領新旧対照表」、「HTTR品質保証委員会議事録」、「是正処置報告書」等の資料及び聴取により確認した。

(d) HTTRにおける文書管理について

平成29年度第2回保安検査において、高温工学試験研究炉部の「文書及び記録の管理要領」について、当該要領書の「品証文書」の定義が、大洗研の品質保証体系と異なり、範囲を限定していること、また、当該要領書において、「その他の文書」の用語を使用するなど、管理対象文書の範囲にあいまいな点が確認されたことから、速やかに改善すべきであることを指摘した。

平成29年度第3回保安検査においては、平成29年10月に作成された不適合報告書において、不適合の内容として、「文書及び記録の管理要領」について、当該要領書の「品証文書」の定義が、大洗研の品質保証体系と異なり、範囲を限定していること、また、当該要領書において、「その他の文書」の用語を使用するなど、管理対象文書の範囲にあいまいな点があることを確認していること、平成29年11月に作成された是正措置計画書において、当該不適合の原因として、平成24年度に大洗研と高温工学試験研究炉部の文書の管理要領において、共通化が図られたが、その時の共通化の記載の程度が不十分であったこと等としており、部要領の記載の適正化が必要であると判断していること等を確認した。

今回の保安検査において、是正処置として、文書及び記録の管理要領について、大洗研の文書管理要領と整合させると共に、対象文書の範囲を明確にするため、これまでの「品質文書」と「その他の文書」を、部が作成した文書として「内部文書」と定義したこと、「その他の文書」はあいまいな用語として誤解を招きかねないものとして使用しないこととしたこと、これまでの「品質文書」について、大洗研の文書管理要領と統一させて「品質保証関連文書」に変更したこと、以上のような文書及び記録の管理要領の改正について、部長は部内品質保証委員会委員長に諮問し、平成30年1月に開催された部内品質保証委員会において審議され、委員長は部長に答申したこと、各課長は改正内容について、平成30年1月に保安教育を実施したこと、並びに、部長は当該不適合事象の原因分析の中で、文書管理において厳密な定義などの論理性について、おろそかにしている面があるとして、文書管理について運用上の問題に留意するとともに、定義等の論理性に注意すべきとして、業務連絡書により各課

長に指示していること等を、「文書及び記録の管理要領 新旧対照表」、「HTTR品質保証委員会議事録」、「是正処置報告書」等の資料及び聴取により確認した。

以上のことから、保安検査で確認した範囲において、保安規定の遵守状況について違反は認められなかったものの、JMTRにおける雨漏れの対応における改善事項については、引き続き保安検査等において確認する。

(3)違反事項

なし

4. 特記事項

なし

(別添1)

平成29年度第4回保安検査日程

月 日	2月14日(水)	2月15日(木)	2月16日(金)
午 前	●初回会議 ○予防処置の実施状況	●検査前会議 ○その他(JMTRにおける雨漏れの対応状況)	●検査前会議 ○その他(WASTEFにおける負傷事故の対応状況)
	○放射性廃棄物管理の実施状況	○その他(HTTRにおける施設定期自主検査について等)	○予防処置の実施状況
午 後	●チーム会議 ●まとめ会議	●チーム会議 ●まとめ会議	●チーム会議 ●まとめ会議 ●最終会議

※○:検査項目、●:会議等